

公益社団法人 高 分 子 学 会
高分子学会三菱ケミカル賞 規程

(2003年2月19日 理事会承認)
(2004年11月8日 一部改正理事会承認)
(2008年11月4日 一部改正理事会承認)
(2011年11月11日 停止条件付理事会承認 2012年4月1日 発効)
(2017年11月30日 理事会承認)

(総 則)

第1条 高分子学会三菱ケミカル賞（以下三菱ケミカル賞）の授賞については、この規程の定めるところによる。

(対 象)

第2条 本会会員で、高分子科学に基礎をおき、技術、産業に寄与する独創的かつ優れた研究業績を挙げた研究者に授与する。

(賞)

第3条 本賞の授賞件数は、毎年原則2件以内とし、受賞者には賞状および副賞1件50万円を贈呈する。

(受賞候補者の推薦)

第4条 本賞の受賞候補者の推薦は本会会員が行うものとし、自薦・他薦は問わない。推薦にあたっては、本会指定の推薦書に所定事項を記入し、必要な参考資料を添えて、毎年5月末日までに、三菱ケミカル賞選考委員会（以下選考委員会）に提出する。ただし、推薦者の推薦件数は1件に限る。

(受賞候補者の選考)

第5条 本賞の受賞候補者選考のため、選考委員会をおく。選考委員会に関する内規は、別に定める。

(受賞者の決定)

第6条 受賞者の決定は、理事会の議決を経て行うものとする。

(受賞者の表彰)

第7条 受賞者の表彰は、毎年高分子討論会開催時に表彰式を行う。

(本賞の名称および表記方法)

第8条 本賞の英訳名は、SPSJ Mitsubishi Chemical Award 西暦年とする。

補 則

1. この規程は、理事会の承認を得て施行する。